

令和元年6月10日
財 務 局
病 院 経 営 本 部
東 京 消 防 庁

都有建築物における免震・制振オイルダンパーの
国土交通大臣認定等への不適合について（第五報）

これまでに都有建築物7施設のダンパーについて調査状況および対応について公表してきたところですが、この度、東京消防庁芝消防署、東京消防庁深川消防署豊洲出張所（下表太枠）について対応方針が決まりましたので、お知らせします。
なお、これにより7施設全ての対応方針が確定しました。

1 都有建築物7施設の調査状況（受注者等からの報告）

	施 設 名	免震・制振	計画数	設置済 数	内訳			
					適合		不適合	不明
				計	都確認済 ^{※1}	都未確認 ^{※2}		
①	東京都庁第一本庁舎	制振	188本	150本	20本	109本	—	21本
②	東京都庁第二本庁舎	制振	110本	101本	17本	72本	—	12本
③	東京アクアティクスセンター	免震	16本	16本	16本	—	—	—
		制振	16本	16本	16本	—	—	—
④	有明アリーナ	免震	16本	16本 ^{※3}	16本	—	—	—
⑤	都立松沢病院	免震	48本	48本	—	—	—	48本
⑥	東京消防庁芝消防署	免震	4本	4本	—	—	4本	—
⑦	東京消防庁深川消防署豊洲出張所	免震	4本	4本	4本 ^{※4}	—	—	—

※1 事案公表を受け、都の立会や第三者機関により性能を確認したもの

※2 事案公表以前に設置したダンパーで、受注者等から適合と報告のあったもの

※3 現場に搬入済（未設置）

※4 検査機端末のPC内に残っていたデータを確認したもの

2 東京消防庁芝消防署、東京消防庁深川消防署豊洲出張所における対応

免震ダンパー検査機内に残存していたデータから書き換え前の値（真値）を復元する方法[※]を用いて、検証を行った結果、以下のとおり対応を行います。

※一般社団法人 日本免震構造協会の評定を取得した方法

（1）東京消防庁芝消防署

- ・免震ダンパー4本については、設計仕様に合致していないことが確認されたため、「不適合」と判断し、今後新規製品に交換をしていく。

(2) 東京消防庁深川消防署豊洲出張所

- ・免震ダンパー4本については、設計仕様に合致していることが確認されたため、「適合」と判断し、交換は行わない。

問合せ先

(①、②の対応に関すること)	財務局建築保全部庁舎整備課	(直通)03-5388-2787
(③、④の対応に関すること)	財務局建築保全部オリンピック・パラリンピック施設整備課	(直通)03-5388-2845
(⑤の対応に関すること)	病院経営本部経営企画部総務課	(直通)03-5320-5806
(⑥、⑦の対応に関すること)	東京消防庁総務部施設課	03-3212-2111 (内) 2795
(不適合ダンパー全般に関すること)	財務局建築保全部技術管理課	(直通)03-5388-2859